婚姻届 (記入要領)

在ロサンゼルス日本国総領事館

〇 届書記載上の注意事項

氏名	● 日本人の場合は、戸籍上の氏名を日本語(漢字、ひらがな、
	カタカナ)で記載してください。
	● 外国人の氏名は、ラストネーム(氏)、ファーストネーム
	(名)、ミドルネームの順で記載してください。
	● 「・」、「、」、「。」、「一(ハイフン)」などの記号は使用できま
	せん。
	● 中国・韓国等、氏名を漢字で表記する場合、漢字表記された
	公的な証明書を添付してください。
生年月日	● 日本人の生年月日は元号(昭和/平成〇年)で、外国人は西
	暦(19××年)で記載してください。
住所	● 現住所を日本語(漢字・カタカナ)で以下の順番で記載して
	ください。
	「国」、「州」、「郡」、「市区町村」、「通り」、最後に「番地」と
	なります。
本籍	● 戸籍上の本籍地を番地まで正確に記載してください。
	● 「― (ハイフン)」は使用せず、「O丁目××番地」のように
	戸籍通りに記載してください。
	● 外国人の場合は国籍を記載してください。
父母の氏名	● 戸籍上の父母の氏名を日本語(漢字、ひらがな、カタカナ)
父母との続き柄	で記載してください。
	● 外国名の場合は、ラストネーム、ファーストネーム、ミドル
	ネームの順で記載してください。
	● 父母の氏名は、実父母です。婚姻した当事者が養子の場合
	は、養父母名を届書の「その他」欄に以下のとおり記載して
	ください。
	養父:△△太郎、養母:△△花子、
婚姻後の夫婦の氏	● 当事者両方が日本人の場合、夫の氏または妻の氏いずれかに
新しい本籍	チェックをしてください。(当事者の一方が外国人の場合は不
	要)
	● 新本籍地は日本国内の好きなところに設けることができま
	す。従前の本籍地または従前の本籍地と違うところに本籍を
	設ける場合は、事前に新本籍地の市区町村役場に正確な地
	名・地番をご確認ください。
同居を始めたとき	● まだ同居を始めていない場合、この欄は記載はせず、届書の
	「その他」欄に「まだ同居を始めていない」旨を記載してく

	ださい。
初婚・再婚の別	● 再婚の場合で、死別の場合は「配偶者の死亡年月日」を、離
	別の場合は「離婚の年月日」を日本人は元号(昭和/平成/
	令和〇年)で、外国人は西暦(19××年)で記載してくだ
	さい。
夫婦の職業	● 国勢調査を行う年度のみ記入してください。

○ 外国人の氏名について

届書には、婚姻当時のその者の本国における正しい氏名を記載する必要があります。記載 の際は、以下の点に留意してください。

- 1 外国人の氏名で Jr、Ⅲ等がある場合には、ミドルネームの後ろに「ジュニア」、「サード」等と日本語(カタカナ)で記載してください。
- 2 提出する証明書類に呼称等が記載されている場合には、別紙または「その他」欄に正式名と正式名が確認できる書類(コピー可)を添付してください。
- (例)「婚姻登録証明書に記載の夫のミドルネーム「ジョン」は当地の呼称である」
- 3 婚姻証明等にミドルネームがアルファベット1文字に省略されている場合、届書にはフルネームを記載し、別紙または「その他」欄に以下のとおり記載する。
- (例)『「M」は「Maria (マリア)」の頭文字である(または省略形である)。』

〇 その他注意事項

- 1 誤記の場合は、誤って記入した部分を二重線で消して、欄内の余白に正しい内容を記入してください。修正液・テープは使わないでください。万一、訂正が発生したときのため「捨署名」をあらかじめ、届書余白に記載してください。
- 2 戸籍謄本は不要ですが、届出前に正確な本籍地を確認の上、記載してください。
- 3 印鑑及び拇印の押印は不要です。